

令和7年1月23日

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者2社に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該事業者の代表取締役2名に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、滞留在庫を詰め合わせたアソートボックスと称する商品の販売並びに当該商品の販売を行う仕入れサイトと称する会員制ウェブサイトの利用及びフリーマーケットサイトにおける販売サポートに係る役務の提供を行う電話勧誘販売業者である株式会社ディプセル（本店所在地：大阪市中央区）（以下「ディプセル」といいます。）及び株式会社ウィリング（本店所在地：大阪市淀川区）（以下「ウィリング」といいます。）（注）に対し、令和7年1月22日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第23条第1項の規定に基づき、令和7年1月23日から令和7年4月22日までの3か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
（注）同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。
- あわせて、消費者庁は、ディプセル及びウィリングに対し、特定商取引法第22条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、ディプセルの代表取締役である中西啓（なかにし ひろむ）及びウィリングの代表取締役である栗井義道（あわい よしみち）に対し、特定商取引法第23条の2第1項の規定に基づき、令和7年1月23日から令和7年4月22日までの3か月間、ディプセル及びウィリングに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みません。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

（1）株式会社ディプセル

ア 名 称：株式会社ディプセル

（法人番号：2120001228527）

イ 本店所在地：大阪市中央区伏見町 4－4－1 日生伏見町ビル本館 2 階
(注 1)

ウ 代 表 者：代表取締役 中西啓

エ 設 立：令和 2 年 4 月 7 日

オ 資 本 金：5 0 万円

カ 取 引 類 型：電話勧誘販売

キ 取扱商品及び役務：滞留在庫を詰め合わせたアソートボックスと称する商品並びに当該商品の販売を行う仕入れサイトと称する会員制ウェブサイトの利用及びフリーマーケットサイトにおける販売サポートに係る役務

(注 1) 本店所在地について、現在は退去している可能性があります。

(2) 株式会社ウィリング

ア 名 称：株式会社ウィリング (注 2)

(法人番号：5 1 2 2 0 0 1 0 2 4 2 4 2)

イ 本店所在地：大阪市淀川区西中島三丁目 9 番 1 3 号

ウ 代 表 者：代表取締役 栗井義道

エ 設 立：平成 2 2 年 1 2 月 1 日

オ 資 本 金：8 0 0 万円

カ 取 引 類 型：電話勧誘販売

キ 取扱商品及び役務：滞留在庫を詰め合わせたアソートボックスと称する商品並びに当該商品の販売を行う仕入れサイトと称する会員制ウェブサイトの利用及びフリーマーケットサイトにおける販売サポートに係る役務

(注 2) 同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

2 特定商取引法に違反する行為

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）（特定商取引法第 1 6 条）

(2) 書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第 1 9 条第 1 項）

(3) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第 2 1 条第 1 項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

- 別紙１：ディプセルに対する行政処分の概要
- 別紙２：ウィリングに対する行政処分の概要
- 別紙３：中西啓に対する行政処分の概要
- 別紙４：栗井義道に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社ディプセルに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社ディプセル（以下「ディプセル」という。）は、株式会社ウィリング（以下「ウィリング」という。）と連携共同して、画像投稿アプリのInstagram（以下「Instagram」という。）で、「お家での簡単なお仕事」などと投稿をして、当該投稿に興味を持ち、投稿内に案内のある、メッセージアプリのLINE（以下「LINE」という。）のIDを登録した相手方に対し、LINEのメッセージ機能で通話リクエストを送信して電話をかけ、その電話において、滞留在庫を詰め合わせたアソートボックスと称する商品（以下「本件商品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）並びに本件商品の販売を行う仕入れサイトと称する会員制ウェブサイトの利用及びフリーマーケットサイトにおける販売サポートに係る役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の締結について勧誘を行い、情報処理の用に供する機器により本件売買契約及び本件役務提供契約を締結し、本件商品の販売及び本件役務の提供をしていることから、このようなディプセルがウィリングと連携共同して行う本件商品の販売及び本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

ディプセルは、令和7年1月23日から令和7年4月22日までの間、電話勧誘販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア ディプセルが行う電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ ディプセルが行う電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ ディプセルが行う電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア ディプセルは、ウィリングと連携共同して、特定商取引法第16条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）、特定商取引法第19条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）及び特定商取引法第21条第1項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、ディプセルは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをディプセルの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ ディプセルは、電話勧誘販売により、本件売買契約及び本件役務提供契約を締結しているところ、令和5年3月1日から令和7年1月22日までの間にディプセルとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ディプセルに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和7年2月25日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和7年2月5日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）ディプセルは、少なくとも令和5年3月から同年9月までの間に、ウィリングと連携共同して、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供が電話勧誘販売に該当し、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していない消費者から本件役務提供契約を解約したい旨の申出があったとき、本件役務提供契約は特定商取引法第24条第1項の規定に基づく解除（以下「クーリング・オフ」という。）をすることができるものであるにもかかわらず、消費者等に対し、「事業主として見ているので、クーリング・オフなどはない」、「違約金なしでのご解約は電子メールにて秘密保持契約書にご署名頂けましたらご対応いたします」、「既払い金は一切ご返金いたしません」などと、あたかも、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができない、違約金が生じないよう解約するためには別の契約の締結が必要である、また、既に支払った金銭につ

いては返還されないかのように告げたこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第22条第1項及び第23条第1項

4 処分の原因となる事実

ディプセルは、以下のとおり、ウィリングと連携共同して、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、電話勧誘販売に係る取引の公正並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）（特定商取引法第16条）

ディプセルは、少なくとも令和5年3月から同年9月までの間に、ウィリングと連携共同して電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「物販を始めて全国のママさんと繋がって楽しみながらお仕事しています」、「ここの物販は子供と家に居ながらできるし、物販を通じてママ友など自分のコミュニティが広がってとにかく楽しい」などと告げるのみで、電話勧誘販売に係る販売業者及び役務提供事業者であるディプセル及びウィリングの名称を明らかにしていなかった。

(2) 書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第19条第1項）

ディプセルは、少なくとも令和5年3月から同年9月までの間に、ウィリングと連携共同して、特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘行為により、同項に規定する電話勧誘顧客と本件売買契約及び本件役務提供契約を情報処理の用に供する機器により締結したとき、遅滞なく、その契約の内容を明らかにする書面を購入者及び役務の提供を受ける者に交付していない。

(3) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第21条第1項）

ディプセルは、少なくとも令和5年3月から同年9月までの間に、ウィリングと連携共同して、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供が電話勧誘販売に該当し、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していない消費者から本件役務提供契約を解約したい旨の申出があったとき、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、消費者等に対

し、「事業主として見ているので、クーリング・オフなどはない」、「違約金なしでのご解約は電子メールにて秘密保持契約書にご署名頂けましたらご対応いたします」、「既払い金は一切ご返金いたしません」などと、あたかも、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができない、違約金が生じないよう解約するためには別の契約の締結が必要である、また、既に支払った金銭については返還されないかのように告げた。

5 事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）、書面の交付義務に違反する行為（不交付）、役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

令和5年3月から同年4月までの間、ディプセルの会員Zは、Instagramで、「お家での簡単なお仕事」などと投稿をして、当該投稿に興味を持ち、投稿内に案内のあるLINEのIDを登録した消費者Aに対し、LINEのメッセージ機能により、通話リクエストを送信して電話をかけ、「ほかで物販をやっていた人からはもっとお金がかかっていたと聞いているけど、ここは違う」などと告げ、本件売買契約及び本件役務提供契約の締結について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、「ここの物販は子供と家に居ながらできるし、物販を通じてママ友など自分のコミュニティが広がってとにかく楽しい」などと告げるのみで、電話勧誘販売に係る販売業者及び役務提供事業者であるディプセル及びウィリングの名称を告げなかった。

消費者Aは、Zによる勧誘を受け、規約等にチェックするなどして、情報処理の用に供する機器により、本件売買契約及び本件役務提供契約を締結したが、Zは、「チェックボックスにチェックを入れて次に進んで」などと告げるのみで規約等の内容について説明をしていない上、消費者Aに本件売買契約及び本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付しなかった。

実際には、本件役務の提供が電話勧誘販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、ディプセル及びウィリングは、消費者Aに対して、「ご解約の受付はさせていただきますが、お申込の際にご同意いただいておりますように1年以内のご解約は残金のお支払いが本来でしたら必要となります」、「違約金なしでのご解約は電子メールにて秘密保持契約書にご署名頂けましたらご対応いたします」、「違約金なしのご解約は特別対応ですので、当サイトも強制退会となります」、「既払金は一切ご返金いたしません」、「以上の点をご了承いただける場合には違約金なしで対応させていただきます」などの内容をメールで送信するなどした上、秘密保持契約書と称して既に支払った金銭の返還を免除する内容等を含む解約

合意書に電子署名するよう要求し、あたかも違約金が生じないよう解約するためには別の契約の締結が必要であるかのように、また、既に支払った金銭については返還されないかのように告げた。

【事例２】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）、書面の交付義務に違反する行為（不交付）、役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

令和５年６月から同年７月までの間、ディプセルの会員Ｙは、Instagramで、「リサーチなし」、「ライバルなし」などと投稿をして、当該投稿に興味を持ち、投稿内に案内のあるLINEのIDを登録した消費者Ｂに対し、LINEのメッセージ機能により、通話リクエストを送信して電話をかけ、「物販の仕事は、まず何が売れるかをリサーチして、自分で仕入れる商品を選ばないといけなくて、このリサーチが大変で時間がかかるんです。でも、今、私がやってるのは、リサーチをしなくていいんです」などと告げ、本件売買契約及び本件役務提供契約の締結について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、「〇〇（特定の市）の〇〇（Ｙのこと）です」と自己紹介をし、「物販のお仕事をしたいと思ったきっかけはなんですか」などと告げるのみで、電話勧誘販売に係る販売業者及び役務提供事業者であるディプセル及びウィリングの名称を告げなかった。

消費者Ｂは、Ｙによる勧誘を受け、規約等にチェックするなどして、情報処理の用に供する機器により、本件売買契約及び本件役務提供契約を締結したが、Ｙは、「チェックして進んでください」などと告げるのみで規約等の内容について説明をしていない上、消費者Ｂに本件売買契約及び本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付しなかった。

実際には、本件役務の提供が電話勧誘販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、ディプセル及びウィリングは、消費者Ｂ等に対して、「１年以内に解約すると、残りの月数分の料金を違約金として支払う必要があります」、「事業主として見ているので、クーリング・オフなどはない」、「秘密保持契約書に署名するのであれば、今後の支払いは無しにして解約を認める」などと、秘密保持契約書と称して既に支払った金銭の返還を免除する内容等を含む解約合意書に電子署名するよう要求し、あたかもクーリング・オフをすることができないものであるかのように告げた。

【事例３】（氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）、書面の交付義務に違反する行為（不交付）、役務提供

契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為)

令和5年8月から同年9月までの間、ディプセルの会員Xは、Instagramで、「〇〇（特定の地域）限定」、「〇〇（フリーマーケットサイト名）物販」などと投稿をして、当該投稿に興味を持ち、投稿内に案内のあるLINEのIDを登録した消費者Cに対し、LINEのメッセージ機能により、通話リクエストを送信して電話をかけ、「普通の物販募集だとセミナー代だけで数十万かかるけど、ここは仕入れサイトを利用する登録料の月額1万1,000円だけ」、「セミナーもあって、みんなが教えてくれるから楽しく出来るんです」などと告げ、本件売買契約及び本件役務提供契約の締結について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、「物販を始めて全国のママさんと繋がって楽しみながらお仕事しています」などと告げるのみで、電話勧誘販売に係る販売業者及び役務提供事業者であるディプセル及びウィリングの名称を告げなかった。

消費者Cは、Xの勧誘を受け、規約等にチェックするなどして、情報処理の用に供する機器により、本件売買契約及び本件役務提供契約を締結したが、Xは、「送ったURLをタップして次へ進んでください」などと告げるのみで規約等の内容について説明をしていない上、消費者Cに本件売買契約及び本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付しなかった。

実際には、本件役務の提供が電話勧誘販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、ディプセル及びウィリングは、消費者Cに対して、「違約金なしで解約する場合、秘密保持契約書に署名頂けたら対応する」、「解約のことやサービスの内容を他言しないことを約束してもらう」、「既に払った金額は返金しない」などの内容をメールで送信するなどした上、秘密保持契約書と称して既に支払った金銭の返還を免除する内容等を含む解約合意書に電子署名するよう要求し、あたかも違約金が生じないよう解約するためには別の契約の締結が必要であるかのように、また、既に支払った金銭については返還されないかのように告げた。

株式会社ウィリングに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社ウィリング（以下「ウィリング」という。）は、株式会社ディプセル（以下「ディプセル」という。）と連携共同して、画像投稿アプリのInstagram（以下「Instagram」という。）で、「お家での簡単なお仕事」などと投稿をして、当該投稿に興味を持ち、投稿内に案内のある、メッセージアプリのLINE（以下「LINE」という。）のIDを登録した相手方に対し、LINEのメッセージ機能で通話リクエストを送信して電話をかけ、その電話において、滞留在庫を詰め合わせたアソートボックスと称する商品（以下「本件商品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）並びに本件商品の販売を行う仕入れサイトと称する会員制ウェブサイトの利用及びフリーマーケットサイトにおける販売サポートに係る役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の締結について勧誘を行い、情報処理の用に供する機器により本件売買契約及び本件役務提供契約を締結し、本件商品の販売及び本件役務の提供をしていることから、このようなウィリングがディプセルと連携共同して行う本件商品の販売及び本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

ウィリングは、令和7年1月23日から令和7年4月22日までの間、電話勧誘販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア ウィリングが行う電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ ウィリングが行う電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ ウィリングが行う電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ウィリングは、ディプセルと連携共同して、特定商取引法第16条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）、特定商取引法第19条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）及び特定商取引法第21条第1項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、ウィリングは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをウィリングの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第22条第1項及び第23条第1項

4 処分の原因となる事実

ウィリングは、以下のとおり、ディプセルと連携共同して、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、電話勧誘販売に係る取引の公正並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者及び役務提供事業者の名称の不明示）（特定商取引法第16条）

ウィリングは、少なくとも令和5年3月から同年9月までの間に、ディプセルと連携共同して電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「物販を始めて全国のママさんと繋がって楽しみながらお仕事しています」、「ここの物販は子供と家に居ながらできるし、物販を通じてママ友など自分のコミュニティが広がってとにかく楽しい」などと告げるのみで、電話勧誘販売に係る販売業者及び役務提供事業者であるウィリング及びディプセルの名称を明らかにしていなかった。

（2）書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第19条第1項）

ウィリングは、少なくとも令和5年3月から同年9月までの間に、ディプセルと連携共同して、特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘行為により、同項に規定する電話勧誘顧客と本件売買契約及び本件役務提供契約を情報処理の用に供する機器により締結したとき、遅滞なく、その契約の内容を明らかにする書面を購入者及び役務の提供を受ける者に交付していない。

(3) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第21条第1項）

ウィリングは、少なくとも令和5年3月から同年9月までの間に、ディプセルと連携共同して、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供が電話勧誘販売に該当し、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していない消費者から本件役務提供契約を解約したい旨の申出があったとき、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、消費者等に対し、「事業主として見ているので、クーリング・オフなどはない」、「違約金なしでのご解約は電子メールにて秘密保持契約書にご署名頂けましたらご対応いたします」、「既払い金は一切ご返金いたしません」などと、あたかも、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができない、違約金が生じないよう解約するためには別の契約の締結が必要である、また、既に支払った金銭については返還されないかのように告げた。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

中西啓に対する行政処分の概要

1 名宛人

中西 啓

2 処分の内容

中西啓が、令和 7 年 1 月 23 日から令和 7 年 4 月 22 日までの間、以下の(1)から(3)までの事項の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。)第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売(以下「電話勧誘販売」という。)に関する売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙 1 のとおり、株式会社ディプセル(以下「ディプセル」という。)に対し、特定商取引法第 23 条第 1 項の規定に基づき、ディプセルが行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 中西啓は、ディプセルの代表取締役であり、かつ、ディプセルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

栗井義道に対する行政処分概要

1 名宛人

栗井 義道

2 処分の内容

栗井義道が、令和 7 年 1 月 23 日から令和 7 年 4 月 22 日までの間、以下の(1)から(3)までの事項の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。)第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売(以下「電話勧誘販売」という。)に関する売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 電話勧誘販売に関する売買契約及び役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙 2 のとおり、株式会社ウィリング(以下「ウィリング」という。)に対し、特定商取引法第 23 条第 1 項の規定に基づき、ウィリングが行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 栗井義道は、ウィリングの代表取締役であり、かつ、ウィリングが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。